

1 処分した廃棄物（平成28年6月分）

種 類	一般廃棄物焼却残渣
台 数	143 台
重 量	1,355.82 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

測 定 結 果									
水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目		採取年月日	採 取 場 所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1	塩化物イオン	平成28年6月15日	71mg/L	18mg/L	5.0mg/L	－	0.1	平成28年6月24日	月1回
2	アルキル水銀	－	－	－	－	検出されないこと		－	年1回
3	総水銀	－	－	－	－	0.0005mg/L以下		－	〃
4	カドミウム	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
5	鉛	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
6	六価クロム	－	－	－	－	0.05mg/L以下		－	〃
7	砒素	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
8	全シアン	－	－	－	－	検出されないこと		－	〃
9	ポリ塩化ビフェニル	－	－	－	－	検出されないこと		－	〃
10	トリクロロエチレン	－	－	－	－	0.03mg/L以下		－	〃
11	テトラクロロエチレン	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
12	ジクロロメタン	－	－	－	－	0.02mg/L以下		－	〃
13	四塩化炭素	－	－	－	－	0.002mg/L以下		－	〃
14	1,2-ジクロロエタン	－	－	－	－	0.004mg/L以下		－	〃
15	1,1-ジクロロエチレン	－	－	－	－	0.02mg/L以下		－	〃
16	1,2-ジクロロエチレン	－	－	－	－	0.04mg/L以下		－	〃
17	1,1,1-トリクロロエタン	－	－	－	－	1mg/L以下		－	〃
18	1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	－	0.006mg/L以下		－	〃
19	1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	－	0.002mg/L以下		－	〃
20	チウラム	－	－	－	－	0.006mg/L以下		－	〃
21	シマジン	－	－	－	－	0.003mg/L以下		－	〃
22	チオベンカルブ	－	－	－	－	0.02mg/L以下		－	〃
23	ベンゼン	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
24	セレン	－	－	－	－	0.01mg/L以下		－	〃
25	1,4-ジオキサン	－	－	－	－	0.05mg/L以下		－	〃
26	塩化ビニルモノマー	－	－	－	－	0.002mg/L以下		－	〃
措置の必要性		なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備										・採取場所 総合放流槽										・放流先 大野城市公共下水道									
										測 定 結 果																			
水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目										採水年月日		測定値		下水排水基準		測定結果の 得られた年月日		測定頻度											
														基準値	定量下限値														
1	カドミウム及びその化合物									—		—		0.1mg/L以下			—		年1回										
2	シアン化合物									—		—		1mg/L以下			—		〃										
3	有機燐化合物									—		—		1mg/L以下			—		〃										
4	鉛及びその化合物									—		—		0.1mg/L以下			—		〃										
5	六価クロム化合物									—		—		0.5mg/L以下			—		〃										
6	砒素及びその化合物									—		—		0.1mg/L以下			—		〃										
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物									—		—		0.005mg/L以下			—		〃										
8	アルキル水銀化合物									—		—		検出されないこと			—		〃										
9	ポリ塩化ビフェニル									—		—		0.003mg/L以下			—		〃										
10	トリクロロエチレン									—		—		0.3mg/L以下			—		〃										
11	テトラクロロエチレン									—		—		0.1mg/L以下			—		〃										
12	ジクロロメタン									—		—		0.2mg/L以下			—		〃										
13	四塩化炭素									—		—		0.02mg/L以下			—		〃										
14	1,2-ジクロロエタン									—		—		0.04mg/L以下			—		〃										
15	1,1-ジクロロエチレン									—		—		1mg/L以下			—		〃										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン									—		—		0.4mg/L以下			—		〃										
17	1,1,1-トリクロロエタン									—		—		3mg/L以下			—		〃										
18	1,1,2-トリクロロエタン									—		—		0.06mg/L以下			—		〃										
19	1,3-ジクロロプロペン									—		—		0.02mg/L以下			—		〃										
20	チウラム									—		—		0.06mg/L以下			—		〃										
21	シマジン									—		—		0.03mg/L以下			—		〃										
22	チオベンカルブ									—		—		0.2mg/L以下			—		〃										
23	ベンゼン									—		—		0.1mg/L以下			—		〃										
24	セレン及びその化合物									—		—		0.1mg/L以下			—		〃										
25	ほう素及びその化合物									—		—		10mg/L以下			—		〃										
26	ふっ素及びその化合物									—		—		8mg/L以下			—		〃										
27	1,4-ジオキサン									—		—		0.5mg/L以下			—		〃										
28	フェノール類									—		—		5mg/L以下			—		〃										
29	銅及びその化合物									—		—		3mg/L以下			—		〃										
30	亜鉛及びその化合物									—		—		2mg/L以下			—		〃										
31	鉄及びその化合物(溶解性)									—		—		10mg/L以下			—		〃										
32	マンガン及びその化合物(溶解性)									—		—		10mg/L以下			—		〃										
33	クロム及びその化合物(溶解性)									—		—		2mg/L以下			—		〃										
34	水素イオン濃度									平成28年6月9日		7.1		5以上9以下		—	平成28年6月21日		月1回										
35	生物化学的酸素要求量(BOD)									〃		0.6		5日間の600mg/L未満		0.5	〃		〃										
36	浮遊物質質量(SS)									〃		定量下限値未満		600mg/L未満		1	〃		〃										
37	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)									—		—		5mg/L以下			—		年1回										
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)									—		—		60mg/L以下			—		〃										
措置の必要性										なし																			

注 ・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 ・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項 目	点検日	点 検 箇 所	異常の有無
擁壁等	平成28年6月21日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成28年6月30日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成28年6月24日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成28年6月23日	浸出水調整槽	無
	日常点検	処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項 目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 （ 周縁地下水 ）	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流 (No.1)	下流 (No.2)	下流 (No.3)			
ダイオキシン類濃度	－	－	－	－	1pg-TEQ/L以下	－	年1回
措置の必要性	－						

項 目	採取年月日	浸出水処理施設 （ 総合放流水 ）	水質排出基準 （ 放流水 ）	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	－	－	10pg-TEQ/L以下	－	年1回
措置の必要性	－				

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	－	－	年1回